

改正貸金業法の経済効果と地域経済¹

飯田 隆 雄

1. はじめに

2006年12月貸金業法の法改正（1条施行）以降，4段階にわたって施行された今回の法改正は2010年6月18日に完全施行された。その内容は以下の5点に要約される。

- ①(上限金利規制) 上限金利を29.2%から20%に引き下げる。
 - ②(総量規制) 特定の業者から50万円以上，複数の業者から100万円以上融資を受ける場合においては，審査時に源泉徴収票等の提出を義務付け，年収の3分の1を超える貸し付けを禁止する「借り過ぎや貸し過ぎの未然防止策の導入」。
 - ③政府の指定した信用情報機関が利用者の債務状況を一元管理する。
 - ④貸金業者となるためのハードルを純資産5千万円に引き上げ，テレビコマーシャルの内容や頻度について厳しい規制ルールを作り，生命保険契約を禁止した「貸金業者の業務を適正に行わせるための様々な規制」。
 - ⑤貸金業法43（みなし弁済規定）²の廃止。
- 等である。

特に借り手にとって影響が大きいとされる問題点は，①上限金利規制と②総量規制の2点である。

06年12月の改正以降，すでに貸金業界は大幅に縮小した。消費者向け無担保貸付残高は，06年3月の11.7兆円から09年3月には7.2兆円と，3年間で市場は約4.5兆円縮小した。各社が10年6月の完全施行をにらんで上限金利を18%に引き下げたうえ，08年に消費者金融大手のアコムが下限金利を12.0%から7.7%に引き下げるなど下限金利の引下げもあいまって，大手4社の平均貸付金利は06年3月末の22.2%から09年3月末には17.2%にまで低下するなど，各社の収益力は著しく低下した。推移をみると，貸付残高の減少率が近年急ピッチで拡大していることがわかる(表1)。とりわけ金利20%超の貸付残高は06年度は7.5%減少であったものが，08年度では20.9%も減少した。全体の貸付残高も06年度に7.1%だった減少率は，08年度には19.4%と大幅に減少した(表2)。

1 本研究は日本学術振興会平成21年度科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号21530311による研究成果の一部である。

2 最高裁判所は，貸金業の規制等に関する法律43条（みなし弁済規定）について，利息制限法に定める制限利息を超過する利息を支払うことが事実上強制される場合は「任意に支払った」とは言えず，有効な利息の支払とみなすことはできないとし，「制限超過の約定金利を支払わないと期限の利益を失うとの特約による支払に任意性は認められない」とする判断を下した(06年1月)。06年1月の最高裁判決以降「過払い金返還請求」訴訟によって利息過払金の返還請求が爆発的に増加した。

表 1

改正貸金業法

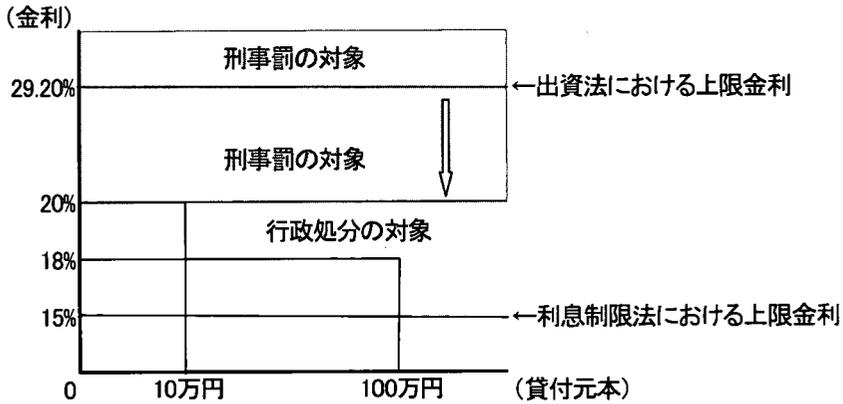
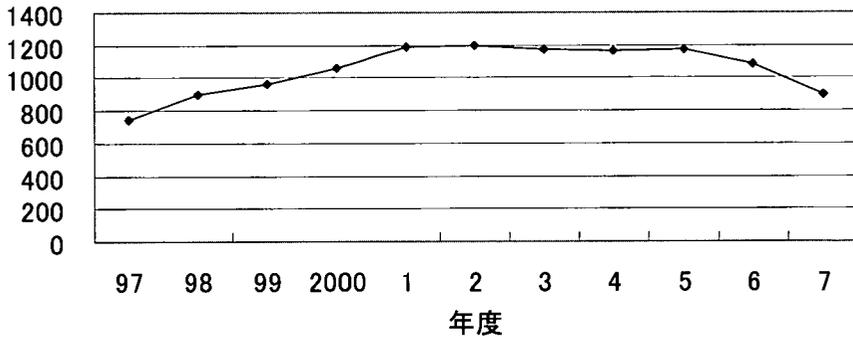


表 2

消費者向け無担保貸金業者(100億円)



◆ 消費者向け無担保貸金業者(100億円)

法改正の影響については当初、楽観的な見通しが一般的であった。しかし、法改正当初と現在では景況感が一変している。特に景気低迷が都市部よりも一段と厳しい地方においては、法改正のわが国地域経済に及ぼす影響が今後大いに懸念されていたが、実際、完全施行後は景気への影響が憂慮される事態となった。そもその原因は、立法の審議過程において経済政策的な議論が不十分だった点にある。本来ならば今回の法改正については、多重債務者の救済策を議論する社会政策の側面、マクロ的な安定に与える影響やミクロ的な資金配分に与える影響といった経済政策的側面ないし実証経済学的側面に分け、双方が十分に議論されなければならなかったはずである。しかし、経済政策的ないし実証経済学的な議論が十分になされなかったことが、個人消費をはじめとした景気全体にマイナスの影響を与えている。さらに、貧困や格差といった規範経済学的な経済政策や社会政策の議論も十分ではなかった。

そこで本稿では、「中央政府の政策による経済波及効果が産業構造の異なる地域間にどのような影響を与えるか？」について、日本全体の経済と一次産業と三次産業の盛んな北海道経済と二次産業と三次産業の盛んな大阪経済に焦点を合わせて、経済効果と雇用効果を中心に以下の二つのケースを分析する。

- (1)改正貸金業法の上限金利規制と総量規制の経済効果。
- (2)税金を投入する公共政策として、定額給付金の給付の経済効果。

2. 分析手法

具体的には、産業連関表については総務省統計局ホームページ『平成 17 年 (2005 年) 産業連関表 (確報)』と北海道開発局 (2004) 『平成 12 年北海道産業連関表 33 部門北海道産業連関表及び各種係数表』を利用した。

分析に当たって、

- ①随伴消費は利用者アンケートを使って按分によって産業連関表の各部門に反映されるように係数値を調整し予測した。
- ②貸金業 (消費者向け無担保貸金業) の生産額として、金融庁推計の帰属利子 (純収入 = 運用収益 - 調達費用) ・「貸金業のうち消費者向け貸金業 (有担保・無担保)」の「帰属利子」の値 2,106,661 百万円 (2005 年, 全国) を使用した。

具体的には全国と大阪府に関しては、大阪府商工労働部金融室貸金業対策課『貸金業者等動向調査事業報告書』³における 5 - I 既存定量調査再分析 (大阪府データ抽出全国比較分析) 本調査: 2009 年 5 月 18 日 (月) ~ 5 月 31 日 (日) を利用し、33 部門産業連関表にその係数を按分した。北海道については、全国と同じとした。(表 3・表 4 参照)

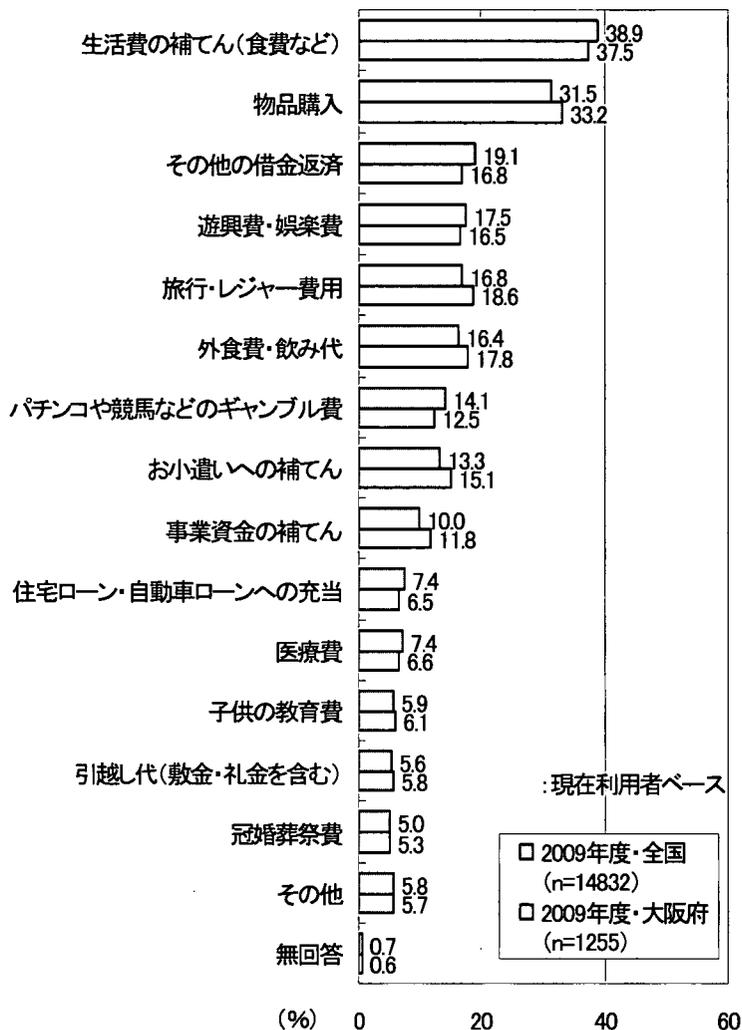
消費者金融サービス業の資金提供サイド、すなわち供給サイドの利益などに関する計数値を考慮するために、全国消費者向け貸金業生産額の推移について金融庁推計・「貸金業のうち消費者向け貸金業 (有担保・無担保)」の「帰属利子」の値 2,106,661 百万円 (2005 年度, 全国) を、消費者向無担保貸金業者貸付残高 (業務報告書ベース) と、2008 年度までの無担保貸金業者の貸付残高 (業務報告書ベース) の減少率に合わせてパラレルに外挿した。従って、帰属利子には有担保貸付残高も含まれるが、帰属利子を 2006 年度 1,947,503 百万円, 2007 年度 1,612,678 百万円, 2008 年度 1,299,438 百万円とした。

- ③総量規制については、上記のようなデータの取扱に加えて、2008 年度無担保貸金業者の貸付残高 (業務報告書) ベースの数値を参照して推計した。上限金利規制の分析に利用した大阪府商工労働部金融室貸金業対策課『貸金業者等動向調査事業報告書』平成 22 年 3 月 31 日では、総量規制抵触の有無のアンケート調査において、全国・大阪府: 現在利用者ベースでは 2009 年度・全国 (n = 3136)

3 大阪府商工労働部金融室貸金業対策課『貸金業者等動向調査事業報告書』平成 22 年 3 月 31 日 <http://www.pref.osaka.jp/attach/1917/00034733/doukoutyousakekka.pdf> を参照した。

なお、大阪府については、〈調査期間〉2010 年 2 月 12 日 (金) ~ 2 月 15 日 (月) で、データが更新され公表されている。その他にも、平成 22 年 4 月 30 日金融庁「貸金業利用者に対する意識調査」、及び「貸金業者実態アンケート結果」の公表について日本貸金業協会の各種アンケート調査 <http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100430-3.html>, などが利用できる。

表 3



52.8%，2009年度・大阪府（n=250）54.8%であった。また，平成22年4月30日金融庁「貸金業利用者に対する意識調査」及び「貸金業者実態アンケート結果」の公表について『貸金業利用者に対する意識調査2010年3月24日～26日』〈調査結果報告書〉⁴における「総量規制」抵触者の割合／現在の借入残高3年以内借入経験者のうち，消費者金融に借入残高がある対象者にしぼると，総量規制に抵触するのは42.1%であった。本稿では大阪府のアンケート調査の結果を利用した。すなわち，2008年度の消費者向無担保貸金業者貸付残高（業務報告書ベース）に総量規制抵触者の割合を掛けて，総量規制の係数のベースとした。

また，北海道を分析するための数値の導出は，2005年度を基準に全国のGDPの3.82%，2006年

4 平成22年4月30日金融庁「貸金業利用者に対する意識調査」及び「貸金業者実態アンケート結果」の公表について『貸金業利用者に対する意識調査2010年3月24日～26日』〈調査結果報告書〉【図表10】総量規制抵触者比率，<http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100430-3/01.pdf>

表 4

全国

費 目	按分比	按分比(合計 100% に直した値)	備 考
生活費の補てん(食費など)	38.9	0.180594243	この按分比の(1/3)を、03 食料品の按分比、この按分比の(1/3)を、22 不動産の按分比、この按分比の(1/3)を、18 電力・ガス・熱供給、19 水道・廃棄物処理、24 通信・放送、に(1/3)ずつ等分に分けた値をそれぞれの按分比とする
物品購入	31.5	0.146239554	20 商業の按分比とする
その他の借金返済	19.1	0.088672238	32 分類不明の按分比とする
遊興費・娯楽費	17.5	0.081244197	30 対個人サービスの按分比とする
旅行・レジャー費用	16.8	0.077994429	この按分比を半々にして、23 運輸 30 対個人サービス、それぞれの按分比とする
外食費・飲み代	16.4	0.076137419	30 対個人サービスの按分比とする
パチンコや競馬などのギャンブル費	14.1	0.06545961	30 対個人サービスの按分比とする
お小遣いへの補てん	13.3	0.06174559	32 分類不明の按分比とする
事業資金の補てん	10	0.046425255	32 分類不明の按分比とする
住宅ローン・自動車ローンへの充当	7.4	0.034354689	32 分類不明の按分比とする
医療費	7.4	0.034354689	27 医療・保険・社会保障・介護の按分比とする
子供の教育費	5.9	0.027390901	26 教育・研究の按分比とする
引っ越し代(敷金・礼金を含む)	5.6	0.025998143	この按分比を半々にして、22 不動産 23 運輸、それぞれの按分比とする
冠婚葬祭費	5	0.023212628	30 対個人サービスの按分比とする
その他	5.8	0.026926648	32 分類不明の按分比とする
無回答	0.7	0.003249768	32 分類不明の按分比とする
合計	215.4	1	

度と 2007 年度は 3.65%が全国の GDP に対する北海道経済のシェアと仮定して、貸付残高の減少分の経済波及効果を推計した。大阪府の場合は 2005 年度 GDP シェア率 7.56%、2006 年度 7.52%、2007 年度 7.55%と仮定して推計した。

④定額給付金については麻生内閣では、2008 年度の第 2 次補正予算において、追加経済対策の 1 つとして総額 2 兆円の定額給付金の実施を決めた。

施策の目的は「景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するもの」とした。給付対象者及び申請・受給者については、給付対象者は、基準日(2009年2月1日)において、(1)住民基本台帳に記録されている者、もしくは、(2)外国人登録原票に登録されている者(不法滞在者及び短期滞在者のみ対象外。)のいずれかに該当する者とした。申請・受給者は、給付対象者の属する世帯の世帯主(外国人については、各給付対象者)。給付額は給付対象者 1 人につき 12,000 円(ただし、基準日において 65 歳以上の者及び 18 歳以下の者については 20,000 円)とした。

ここでは、国立社会保障・人口問題研究所編(2009)「都道府県別の男女別年齢 5 歳階級別人口推

計結果のほか、推計結果の一部を都道府県別一覧表にしたものを含む『日本の都道府県別将来推計人口』（平成 19 年 5 月推計）⁵ の平成 22 年推計データを利用して北海道の基準日のデータを推計した。

さらに、15 歳から 19 歳の人口データが 1 つの階級データとなっているので、これを各年齢に均等 5 分割し 15 歳から 18 歳までと、19 歳の人口と 2 分割した。

定額給付金は家計の臨時収入として取り扱うことが出来るので、所得の増分と考えることが出来る。そこで、消費の増分を導出するために必要な消費性向を次のように求めることにした。すなわち、定額給付金受給世帯の平均消費性向（消費支出の可処分所得比）を支給開始の平成 21 年 3 月から 12 月の支給打ち切りまで、4 半期ごとに 3 回、家計調査（家計収支編）定額給付金記入の有無別の結果を公表した、総務省ホームページ（2009）の統計データ⁶ の「総世帯」の「（再掲）可処分所得に対する割合・平均消費性向（%）」にある平均消費性向、平成 21 年 4 月～6 月 64.9%、7 月～9 月 72.2%、10 月～12 月 52.0% の平均値をもとに 0.63 をここで利用する消費性向とした。

次に、北海道の給付総額を求めた。2 万円給付対象者は 2,204,886 人、給付額は 4,409,773 万円、1.2 万円給付対象者は 3,338,670 人、給付額は 6,677,339 万円、従って北海道における総給付額は 11,087,112 万円となる。

そこで、最終消費にまわる金額は消費性向と総給付額の積から求められる。今回の定額給付は一過性であるため通常の最終消費の増加額となる。すなわち 698.8576 億円となる。

最終消費財を利用する産業連関表の計数値に則して消費コンバーターを作り、それを利用して自動的に按分した。

3. 分析結果

3.1 上限金利規制の経済効果

日本全体の上限金利の影響は名目 GDP 成長率で換算すると、2006 年度マイナス 0.22%、2007 年度マイナス 0.49%、2008 年度マイナス 0.45% となる。経済の落ち込みに対する新規失業者数は 2006 年度約 15 万人、2007 年度約 34 万人、2008 年度約 32 万人である。

北海道における上限金利規制の影響は、2006 年マイナス 0.14%、2007 年度マイナス 0.30%、2008 年度マイナス 0.28% と 2008 年まで名目 GDP ベースで毎年平均 0.24% も景気を引き下げ、失業者もこの間の累計が約 2.9 万人に達するマイナス効果があった。

大阪府では上限金利規制の影響は、2006 年以降マイナス 0.16%、2007 年度マイナス 0.33%、2008 年度マイナス 0.31% 2008 年まで名目 GDP ベースで毎年平均 0.27% も景気を引き下げ、失業者もこの間の累計が約 3.8 万人に達するマイナス効果があった。

5 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ参照 <http://www.ipss.go.jp/pp-fuken/j/fuken2007/t-page.asp>

6 総務省統計局政策統括官（統計基準担当）・統計研修所編 [13] (2009) 「世帯属性、定額給付金記入の有無別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出」参照。

3.2 総量規制の経済効果

大阪府のアンケート調査から総量規制に抵触する利用者の内50%が破綻するとした場合、2010年6月からの貸付金額総量規制の影響は2008年名目GDPベースで全国では0.38%名目GDPを押し下げ、約23万人の失業者を排出する。北海道では0.25%景気を押し下げ、約1万人の新規失業者を創出する。大阪府では0.64%景気を押し下げるとともに新規失業者数は約3万人となる。これは、名目GDPが2倍近くある大阪府では、総量規制で借り換えができなくなる影響が北海道に比べてはるかに大きいことを物語っている。従って、利用者や就業者が不利益とならないように追加的な施策が必要となる。最近、大阪府はこの分野において特区を設け、利用者のデフォルトを食い止める施策を発表している。

3.3 定額給付金の効果

定額給付金の給付における消費性向が63%の時、日本全体では0.31%名目GDPを押し上げ、新規雇用者を約19万人創出した。北海道では0.3%の景気を高め、雇用効果は7,695人となる。大阪府では0.2%しか景気を引き上げず、新規雇用も8,440人となり、2008年度の名目GDP約18兆円の北海道に比べて約2倍、約38兆円の名目GDPである大阪府の新規雇用に対する影響は小さい経済規模に留まっている。また、これは一度限りの最終消費拡大政策である。費用対効果の十分な検討が必要と思われる。(表5・6・7参照)

4. おわりに

4.1 むすびにかえて

上限金利規制と総量規制は景気を悪化させる。失業者数を増加させる。

具体的には、以下の5点にまとめることができる。

- I. 上限金利規制と総量規制は金融緩和の流れに逆行し、極端な流動性制約を招く可能性が存在する。
従って、景気の悪化及び失業者数を増加させる。
- II. 総量規制は一定以上の所得層や破綻臨界点内の借入者に対して自由な経済活動の妨げになる。
- III. 病的な多重債務者以外は改正貸金業法における適用除外の必要がある。
- IV. 激変緩和に対応できない事態を考慮すれば、特に既存利用者に対する総量規制等は借り換え特例の実施とか適用除外する必要がある。
- V. 抜本的な改正のための検討を早急に開始すべきである。

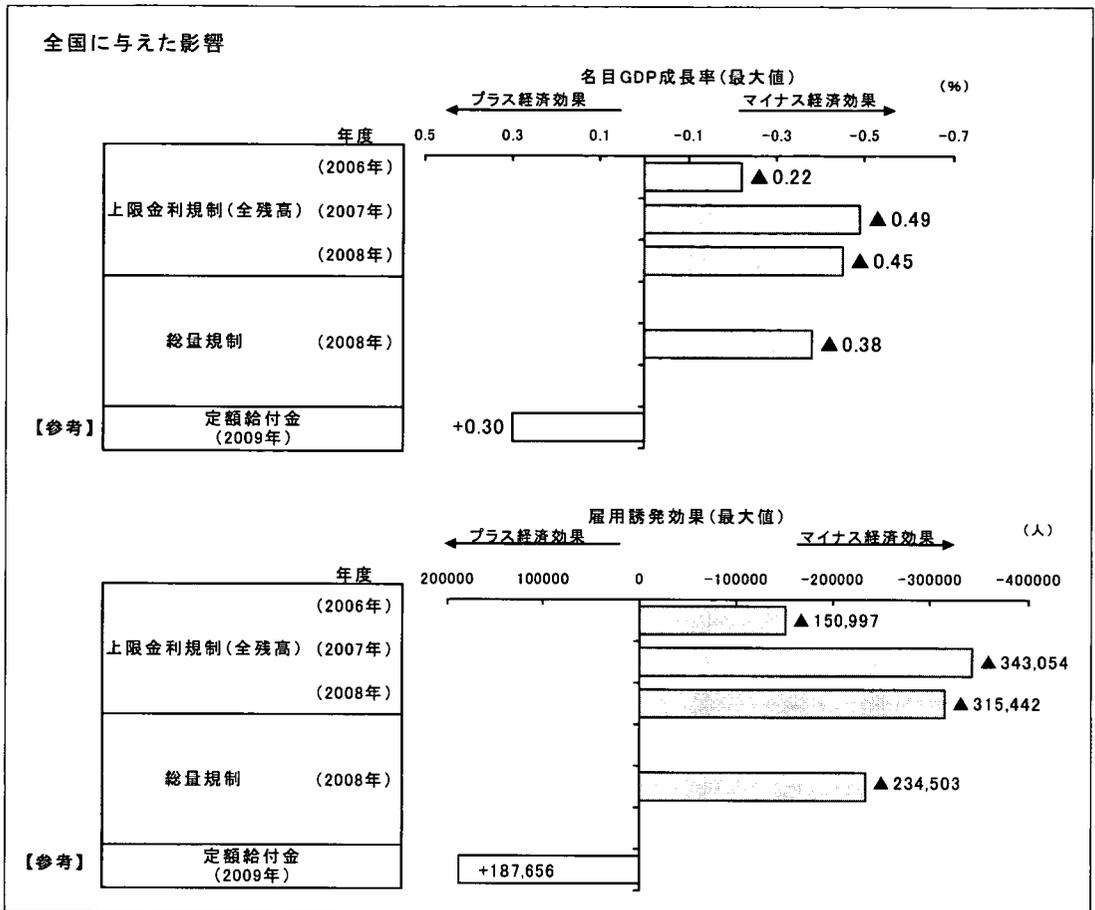
その理由は、

(1)この議論は社会政策の側面と経済政策の側面に分けて議論しなければならないが、多くの場合これらが混同されている。

(2)政府としての正しい施策とは？

(2-1) 超短期借入や小口借入が基本の貸金業は、「コール市場のように自由に資金調達できるプロフェッショナルな環境整備こそが、個人や企業家の競争力を高め雇用を創出する。直接金融の代替方法として、約束手形を高金利で割引くよりは、貸金業者から資金調達する。」ところに存在意義が

表5



ある。

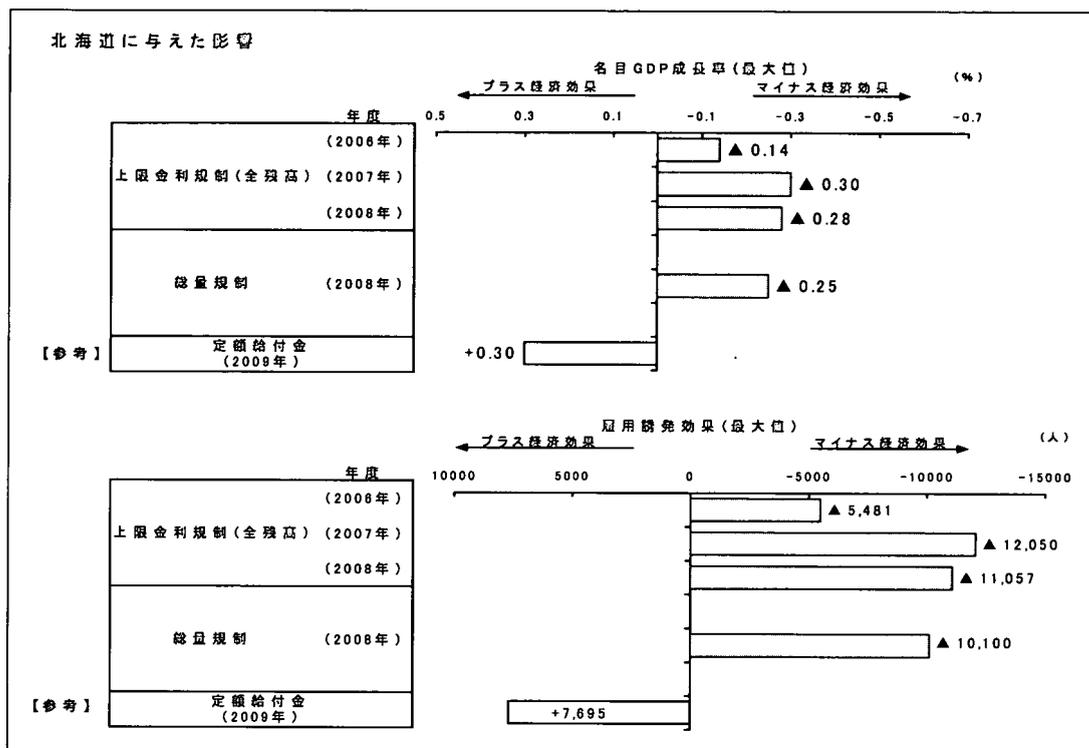
(2-2) 過払い請求の根拠となる最高裁判決は「借り手責任」を全く無視している。加えて、法律や行政に従って時間や機会費用を金利として貸し付けした商行為を、「過去と云う時間の返還」と「法を遵守したこと」を全く担保していない。

(2-3) 上限金利規制や総量規制は、「借入期間と金利の関係」「支払い能力と金利で決まる破綻臨界点の議論」など経済学的議論無しに決められた。実際に信用割り当てや流動性制約が発生し、利用者をヤミ金に走らせている。これは制度的欠陥の露呈である。元来が短期での借入目的であった借入資金の返済が難しくなった借り手に対して、返済計画をスムーズに長期へ移行できる借り換え制度の創設や、1ヶ月の収入より支払利息が少ない破綻臨界点内の利用者に対してこの法を適用除外とし、病的多重債務者のみにこの法律を適用すべきである。また、問題点の抜本的な改正のための検討を早急に開始すべきである。

(3)推計結果

2010年6月から改正貸金業法が完全実施されると、推計では上限金利規制に総量規制が合算され、経済効果は2008年度の貸出全残高ベースで-0.83%の名目GDP成長率となる。新規失業者は、

表6



549,945人となる。

またこれは「消費者向け無担保貸金業者の消費者向け貸付のうちの無担保残高」のみを分析したものであり、貸金業者の総貸出残高(2008年度:378,467億円)の約17%(65,865億円)の分析にすぎない。クレジット会社のキャッシングやローンなどを加えるとその大きさはさらに拡大するものと考えられる。

(4)推計結果から推測されるマイナスの事柄

(4-1) 資金の出し手は事業の縮小や撤退に拍車がかかる。

(4-2) 借り手は必要資金の先細りから、個人企業の縮小・廃業や主婦層も加わった手元流動性のショートに波及し、民事再生・自己破産・夜逃げが増加する。よって、生活関連の最終消費が極端に落ち込む。

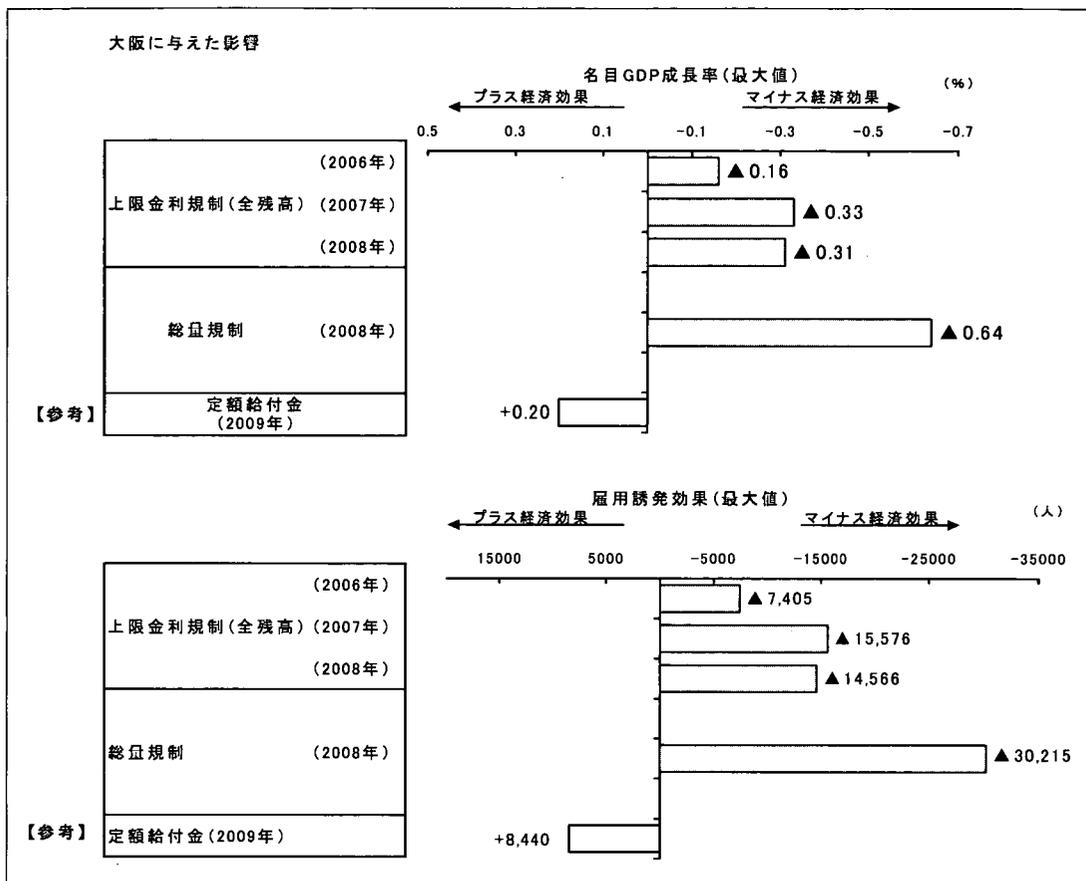
(4-3) 問題のある借り手は税金の納付者から失業保険や生活保護の受領者へと変化する。

(4-4) 税収が落ち込むばかりか政府支出が増加し、治安の不安定化とさらなる政府財源の悪化要因となる。

実際に、消費者金融サービス大手7社による貸付残高は2010年8月時点で、2005年までの約85,000億円の約44%の約37,000億円まで減少している。新規成約率も56%から30%前後になっている。

事業者数も、1986年度全国で47,504社(財務局登録社数1,147、都道府県登録社数46,357)から減少し、特に、今回の改正法が成立した2006年度以降減少傾向が著しく2010年11月末では全国で

表 7



2,701社(財務局登録社数360,都道府県登録社数2,341)とピーク時の5.7%まで減少している⁷。特に地域の中小零細な業者の廃業が著しく消費者金融サービス産業とその市場が壊滅的な打撃を受けた。

また、法改正の完全実施後「借りられず不幸」になった人達が大量に発生している事が徐々に浮き彫りになってきている。その多くは所得証明ができない主婦層と、個人の借入を事業資金に回してしまっただけで家族全員が債務者になってしまっているような個人事業主であった。堂下(2011)の推計によれば、2008年5月時点でのヤミ金融利用者は46万人、2009年5月では42万人、2010年5月では58万人と上昇傾向になっている。特に直近の1年間での利用者に乖離があることから、資金需要者はヤミ金融を短期資金として利用している可能性がある。

これらの現実、改正法の目的に反してヤミ金融の利用を増加させている傾向にあるといえる。

7 金融庁ホームページ(2010)『貸金業関係統計資料集』平成22年12月28日
<http://www.fsa.go.jp/status/kasikin/20101228/01.pdf>

4.2 分析結果の留意点

- (1)経済波及効果の計測は乗数効果の計測であるが、プロジェクト成果の数値シミュレーションとして多く使われるので、数値が一人歩きする傾向がある。
- (2)今回用いたプログラムは乗数効果を無限ループさせて計算している。従って、経済波及効果などの結果は無限年後の最終結果である。
- (3)ここでは平均消費性向を用いていることから、結論の数値が大きめに出る傾向がある。もし、限界消費性向を利用すれば、数値は控えめとなり、より現実近づく。
- (4)随伴消費を推計するに当たって、雇用者所得を用いているが、そこから租税負担、社会保障負担を差し引いた、可処分雇用者所得を用いなくてはならない。国民負担率⁸が、平成22年で、39.0%であるから、雇用者所得は、約40%小さくなる。

参考文献

- 土井英二、中野親徳、浅利一郎(1996)『はじめよう地域産業連関分析——Lotus1-2-3で初歩から実践まで——』日本評論社。
- 堂下浩(2003)「上限金利引き下げの影響に関する考察」*Working Paper* (早稲田大学消費者金融サービス研究所) IRCF03-002 2003年3月。
- (2010)「借りられずに不幸」になった資金需要者の行方」『月刊クレジットエイジ』2010年12月号 Vol.362 pp.18-21。
- 加藤晃、飯田隆雄、岡村誠(2007)「ジンギスカンの経済波及効果」『地域と経済』(札幌大学経済学部地域経済研究所) 第4号 2007年3月 pp.99-102。
- 飯田隆雄(2010)「改正貸金業法施行による名目GDP成長率は-0.98%」『月刊クレジットエイジ』2010年7月号 Vol.367 pp.10-11。
- 早稲田大学消費者金融サービス研究所(2006)「上限金利規制が消費者金融市場と日本経済に与える影響」*Working Paper* (早稲田大学消費者金融サービス研究所) IRCF06-002 2006年3月。
- 旭川市企画部政策調整課編(2001)『平成7年旭川市産業連関表』2001年3月。
- 北海道開発局(2004)『平成12年北海道産業連関表 33部門北海道産業連関表及び各種係数表』
http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/toukei/renkanhyo/h12_table/33bumon.xls
- 北海道開発局開発監理部開発計画課地域経済係編(2004)「平成12年北海道産業連関表について」
http://internet5.hkd.mlit.go.jp/topics/toukei/renkanhyo/h12_table/renkan.pdf
- 金融庁貸金業関係統計資料(2008)(2009)(2010)
<http://www.fsa.go.jp/status/kasikin/index.html>
- 金融庁(2010)「貸金業利用者に対する意識調査」及び「貸金業者実態アンケート結果」平成22年4月30日
<http://www.fsa.go.jp/news/21/kinyu/20100430-3.html>
- 国立社会保障・人口問題研究所編(2009)「都道府県別の男女別年齢5歳階級別人口推計結果のほか、推計結果の一部を都道府県別一覧表にしたものを含む」『日本の都道府県別将来推計人口』2009年
- 大阪府商工労働部金融室貸金業対策課(2010)『貸金業者等動向調査事業報告書』平成22年3月31日
<http://www.pref.osaka.jp/attach/1917/00034733/doukoutyousakekka.pdf>
- 総務省統計局(2004)『平成12年産業連関表——計数編——』2004年6月
<http://www.soumu.go.jp/clearing/data/2004/6/014504500412.html>
- 総務省統計局(2004)「第2表 都市階級・地方別1世帯当たり年平均1か月間の収入と支出(勤労者世帯)

8 (財務省 国民負担率) <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/futan.htm> を参照。

北海道「家計調査年報」2000年～2004年

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/2000~2004np/zuhyou/2nh0202.xls>

総務省政策統括官（統計基準担当）ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/io/about.htm>

総務省統計局政策統括官（統計基準担当）・統計研修所編（2009）「世帯属性，定額給付金記入の有無別
1世帯当たり1か月間の収入と支出」『家計調査（家計収支編）定額給付金記入の有無別の結果』（統計
データ）総務省 2009年6月30日。<http://www.stat.go.jp/data/kakei/teigaku/index.htm>